

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービスA）「契約書別紙（兼重要事項説明書）」

様に対するサービスの提供開始にあたり、シニア専門ジム andMORE があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社MOREGROUP
主たる事務所の所在地	〒886-0004 小林市細野2198番地
代表者（職名・氏名）	代表 橋谷 大
設 立 年 月 日	2022年 1月12日
電 話 番 号	0984-27-3982

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	シニア専門ジムandMORE	
サービスの種類	第1号通所事業（通所型サービスA）	
事業所の所在地	〒886-0004 小林市細野2198番地	
電 話 番 号	0984-27-3982	
指定年月日・事業所番号	令和4年 3月26日指定	45A0500111
利 用 定 員	定員25人	
事業の実施地域	小林市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所型サービスA）は、事業者が設置する事業所（シニア専門ジム andMORE）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後17時00分まで
サービス提供時間	午前8時00分から午後17時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従業員	常勤 2人、 非常勤 0人
うち、インストラクター	常勤 2人、 非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 堤下 真弓
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】

サービス名称	基本利用料(1回あたり)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
通所型サービスA	2,100円	210円	420円	630円

【加算】

サービス名称	基本利用料(1回あたり)	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
送迎加算（片道）	490円	49円	98円	147円
送迎加算（往復）	980円	98円	196円	294円

(2) その他の費用

その他	・昼食 792円/1食 ・月登録料 2,000円/1月
-----	--------------------------------

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の70%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料は、1箇月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用料の受領に関わる領収書等については、利用料の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の12日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の12日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 宮崎銀行 小林支店 普通口座 合同会社MOREGROUP (コウトウカ イシャモグループ) 口座番号 239776
現金払	サービスを利用した月の翌月の12日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び小林市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 相談・苦情窓口

(1) サービス提供に関する相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0984-27-3982
	FAX番号	0984-27-3986
	受付時間	午前8時30分から午後17時00分まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機 関	小林市役所	所在地	宮崎県小林市細野300番地
		所 管	健康福祉部 長寿介護課
		電話番号	0984-23-1140
		FAX番号	0984-25-1051
		受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土日・祝日を除く)
	宮崎県国民健康 保険団体連合会	所在地	宮崎県宮崎市下原町231番地1
		所 管	介護サービス相談係
		電話番号	0985-35-5301
		FAX番号	0985-25-0268
		受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで (土日・祝日を除く)

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者担当又は地域包括支援センターへご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 所在地 小林市細野2198番地
事業者(法人)名 合同会社MOREGROUP
代表者職・氏名 代表 橋谷 大 印
説明者職・氏名 管理者 堤下 真弓 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)
住所
本人との続柄
氏名 印

立会人 住所
氏名 印